

諸届の提出について (ご提出いただく書類等)

提出期日までにご提出くださるようお願いいたします。

1 氏名、連絡先等に関する届出

	書類名	区 分		提出期日
		新議員	継続議員	
①	議員連絡先履歴等調査票	○ (P2)	○ (P2-2)	4月19日 (水)
②	議会での氏名呼称及び連絡方法調査票	○ (P3)	○ (P3)	
③	安否確認用メールアドレス調査票	○ (P4)	/	
④	身分証明書の作成に係る調査票	○ (P5)	○ (P5)	
⑤	県議会議員交通経路調査票	○ (P6)	○ (P6)	
⑥	広報用顔写真(カラー写真の電子データ)	○ (P7)	○ (P7)	5月8日 (月)

①～⑤の書類については令和5年4月11日(火)に全議員に送付済です。

2 議員報酬関係の届出

	書類名	区 分		提出期日
		新議員	継続議員	
①	報酬等口座振込(変更)申出書	○ (P8)	/	4月19日 (水)
②	令和5年分給与所得者の扶養控除等 (異動)申告書 (報酬を支給する際の所得税徴収額を決定する ための書類)	※ (P9) (議員報酬を 主たる収入 とされる方 のみ提出)	/	

①～②の書類については令和5年4月11日(火)に新議員の方に送付済です。

議員連絡先履歴等調査票

年 月作成

ふりがな		生年月日	昭・平 年 月 日	官公庁・民間履歴		
氏名		党名		就退任年月日	職歴	役職名
自宅	(住所) 〒	出身地		～		
	(TEL) - -			～		
	(FAX) - -	職業		～		
				～		
事務所	(所在地) 〒	最終学歴		～		
	(TEL) - -			～		
	(FAX) - -	昭・平・令 年 月 日(卒・中)		～		
				～		
市町村議会関係		県議会関係		賞罰関係		
当選回数 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11		当選回数 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11				
就退任年月日	市町村名	就退任年月日	備考	年 月 日	内 容	
～		～				
～		～				
～		～				
～		～				
～		～				

(附記)この議員連絡先履歴等調査票は、必要に応じて名簿、プロフィール等の作成及び表彰関係資料として使用します。

議員連絡先履歴等調査票

変更（ 有 ・ 無 ）

- ・届け出ている内容に変更がある場合 ⇒ 氏名及び変更箇所をご記入いただくとともに、右上の「変更 有」に○をしてください。
- ・届け出ている内容に変更がない場合 ⇒ 氏名をご記入いただくとともに、右上の「変更 無」に○をしてください。

年 月作成

ふりがな					官 公 庁 ・ 民 間 履 歴		
氏 名	生 年 月 日 昭・平 年 月 日		就 退 任 年 月 日	職 歴	役 職 名		
自 宅	(住所)	党 名	～				
	〒		～				
	(TEL) - -	出 身 地	～				
	(FAX) - -	(都道府県)	～				
事 務 所	(所在地)	職 業	～				
	〒		～				
	(TEL) - -	最 終 学 歴	～				
	(FAX) - -	昭・平・令 年 月 日(卒・中)	～				
市 町 村 議 会 関 係			県 議 会 関 係			賞 罰 関 係	
当選回数	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	当選回数	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11				
就 退 任 年 月 日	市 町 村 名	就 退 任 年 月 日	備 考	年 月 日	内 容		
～		～					
～		～					
～		～					
～		～					
～		～					

(附記)この議員連絡先履歴等調査票は、必要に応じて名簿、プロフィール等の作成及び表彰関係資料として使用します。

議会での氏名呼称及び連絡方法調査票

1 議会での氏名呼称

下記の欄に楷書でご記入願います。

ふりがな	
氏名	

2 連絡場所（議員連絡先履歴等調査票に記載した自宅又は事務所）

文書の送付先や電話連絡先として希望される場所を○でお囲みください。

自宅	・	事務所
----	---	-----

ω

3 携帯電話

議会局から、急ぎの連絡の際に使用させていただきます。

電話番号：

4 FAXまたはE-Mail送信の希望

上記連絡場所へ議会局又は、行政機関から文書を送付する際、FAX又はE-Mailでお送りいたします。どちらか希望される送付方法を○でお囲みください。

FAX	・	E-Mail
-----	---	--------

メールアドレス：

※送付方法にE-Mailを希望された方はメールアドレスを記載してください。

〈各項目の記載について〉

1 「**議会での氏名呼称**」は、今任期中、議場の標柱、登退庁表示盤や議会広報誌等で使用させていただき、議会における皆様の名前の文字表記のことであり、

(例)

- ・ 戸籍のままの漢字を使用
- ・ 難しい漢字をひらがなや略字で表記して使用
- ・ 選挙での名前をそのまま使用

2 「**連絡場所**」は、議会年報や議会便覧の名簿に記載させていただき、同時に、議会局や知事部局からお送りさせていただき、文書等の送付先として使用させていただきます。

安否確認用メールアドレス調査票

神奈川県議会では、大規模地震等の災害等発生時において、議員の皆様の方の安否を確認するため、民間事業者（NTTコミュニケーションズ）の安否確認システムを利用しています。

これは、震度6弱以上の大規模地震が発生した場合、安否確認システムからメールアドレスを登録した議員の皆様の方に自動で安否確認メールが送信され、これに回答していただくことで安否を確認するものです。

また、定期的なテスト配信（偶数月の初日の正午）や県の対策本部会議の開催連絡なども行っています。

安否確認用メールアドレスには、災害等発生時でも連絡がとれるよう、携帯電話やスマートフォン等のメールアドレスの記入をお願いいたします（最大3つまで登録可能です。）。

氏 名：

<メールアドレス①>（必須）

<メールアドレス②>（任意）

<メールアドレス③>（任意）

※ 英数字、大文字、小文字、記号等がわかるように記載をお願いします。
（メールアドレスに読みがなをふっていただいても結構です。）

■指定受信の設定について

安否確認メールが迷惑メールに振り分けられないようにするため、次のドメイン（メールアドレスの@マーク以下の部分）からのメールの指定受信の設定をお願いいたします。

ドメイン @ mob-connect.com （半角英数字）

(エム オー ビー ハイフン シー オー コネクト ドット シー オー エム)

身分証明書の作成に係る調査票

この調査票は、身分証明書を作成するための資料として使用します。

1 身分証明書の作成に必要な事項

氏名	「議員連絡先履歴等調査票」に記載した氏名をご記入願います。
生年月日	「議員連絡先履歴等調査票」に記載された「生年月日」及び「自宅（住所）」を転記しますので、この調査票では記入不要です。
現住所	
連絡先	「議員連絡先履歴等調査票」に記載された「自宅（住所）」と異なる場合は、下記に連絡先の所在地及び電話番号をご記入願います。 (所在地) _____ TEL — —
血液型	型

2 ラミネート加工希望の有無

ラミネート加工の希望の有無について、○でお囲みください。

有 • 無

〈身分証明書の様式〉

(表)

No.	身 分 証 明 書
写 真	神 奈 川 県 議 会 議 員

	年 月 日 生
	上記の者は、神奈川県議会議員であることを証明する。
	令和5年4月30日
	神奈川県議会議長 <input type="checkbox"/>

(裏)

1	この証明書は、令和9年4月29日まで有効とする。
2	現住所 _____
3	連絡先 _____ TEL _____
	血液型 <input type="checkbox"/> 型

年 月 日

県議会議員交通経路調査票

氏 名	
住 所 地	

1 自宅から県庁までの主な交通手段(該当するほうどちらかに○印をつけてください)

<input type="checkbox"/>	公共交通機関 → 2 へ
<input type="checkbox"/>	自家用車 → 裏面の 3、4 へ

2 経路(公共交通機関)

	利用交通手段 〔 徒 歩、バ ス、 鉄 道(新 幹 線 含 む) 〕	区 間	
		から	まで
1	徒 歩	自 宅	
2			
3			
4			
5			
6			

裏面へ

※公共交通機関利用の場合は、裏面の記入は必要ありません。

3 車種等（下欄に記載または車検証の写しをご提出ください）

自動車登録番号 または車両番号				区分
車種		色		軽
長さ		幅		普通
	c m		c m	
高さ		車両総重量		その他 []
	c m		k g	

4 経路(自家用車)

(1) 県庁までの片道概算距離

	k m
--	-----

※小数点第2位以下切り捨て

(2) 有料道路の使用

	あり→(3)へ
	なし

※ 料金区分

1	E T C割引
2	E T C 2. 0割引
3	割引利用 [] に具体的な名称 例: 「障がい者割引」 []
4	現金払い (割引なし)

(3) 利用する有料道路

	有料道路名	区 間		料金区分
		から	まで	
1				
2				
3				
4				
5				

記載例

令和5年 月 日

県議会議員交通経路調査票

氏名	
住所地	

1 自宅から県庁までの主な交通手段(該当するほうどちらかに○印をつけてください)

<input type="checkbox"/>	公共交通機関 → 2へ
<input type="checkbox"/>	自家用車 → 裏面の3、4へ

2 経路(公共交通機関)

主な交通手段が自家用車の方は、
こちらの記載は必要ありません。

	利用交通手段 〔 徒歩、バス、 鉄道(新幹線含む) 〕	区 間	
		から	まで
1	徒歩	自宅	○○中学校前
2	××バス	○○中学校前	△△駅
3	JR	△△駅	横浜駅
4	みなとみらい線	横浜駅	日本大通り駅
5			
6			

裏面へ

※公共交通機関利用の場合は、
裏面の記入は必要ありません。

3 車種等（下欄に記載または車検証の写しをご提出ください）

自動車登録番号 または車両番号	横浜111 あ 1111			主な交通手段が公共交通機関の方は、こちらの記載は必要ありません。	
車種	日産 マーチ	色	赤		軽
長さ	372 c m	幅	166 c m		普通
高さ	152 c m	車両総重量	1,195 k g	その他 []	

4 経路(自家用車)

(1) 県庁までの片道概算距離

92.3 km

※小数点第2位以下切り捨て

(2) 有料道路の使用

<input checked="" type="radio"/>	あり → (3) へ
<input type="radio"/>	なし

主な交通手段が公共交通機関の方は、こちらの記載は必要ありません。

※ 料金区分

1	E T C
2	E T C 2 . 0
3	割引利用 [] に具体的な名称 例：「障がい者割引」 []
4	現 金（回数券含む）

(3) 利用する有料道路

	有料道路名	区 間		料金区分
		から	まで	
1	真鶴道路	湯河原	石橋	4
2	西湘バイパス	石橋	小田原西	2
3	小田原厚木道路	小田原西	厚木	2
4	東名高速道路	厚木	横浜町田	2
5	首都高速道路	狩場	阪東橋	2

広報用顔写真（カラー写真のデータ）の提供について

1 依頼事項

(1) 広報刊行物（「議会かながわ」や傍聴用パンフレット等）、県議会ホームページなどには、議員の皆様の顔写真（カラー写真）を掲載しております。

つきましては、次のとおり、顔写真（カラー写真）の電子データのご提供をお願いします。

(2) ご提供いただいたカラー写真の電子データは、大きさ等がそろそろよう適宜トリミング等をさせていただき、広報用に活用いたしますので、あらかじめご了承ください。

2 提供期限及び方法

5月8日(月)(厳守)までに、CD-R等の記録媒体で、議員控室職員にご提出ください。

※ 議員控室職員が配置されていない場合は、政策調査課広報・調整グループ職員にご提出ください。

3 カラー写真の電子データの要件

次の要件に沿ったデータの提出をお願いします。

(1) 無帽、正面向きで、胸部まで写っているもの

(2) おおむね、1年以内に撮影したもの

(3) 画素数が高いもの

・ L判サイズ以上の大きさで、画像が鮮明なもの

・ 画素数は「1600×1200ピクセル」以上を目安にしてください。

問合せ先

政策調査課広報・調整グループ 樋口、代田、菊地

電話045-210-7564

報酬等口座振込(変更)申出書

年 月 日

議会局経理課長 殿

氏名

私の受領する報酬等を私名義の金融機関口座へ次のとおり振り込むことを（変更）申し出ます。

1 振込指定口座

※ 口座名義は、議員ご本人の氏名となります。

※ 第2口座は、ご希望があればご指定ください。

口座 1	金融機関名		種別	口座番号	口座名義(カタカナ)
	銀行 金庫 組合	支店			
			普通 当座		

口座 2	金融機関名		種別	口座番号	口座名義(カタカナ)
	銀行 金庫 組合	支店			
			普通 当座		

2 振込口座設定

※ ご希望の項目に ○ を入れてください。

報 酬		全額第1口座へ振込み
		定額を第2口座へ振込み <u>振込額</u> 円 (残額は第1口座)
期末手当 (6月・12月)		全額第1口座へ振込み
		定額を第2口座へ振込み <u>振込額</u> 円 (残額は第1口座)
費用弁償		全額第1口座へ振込み
		全額第2口座へ振込み

3 明細書の送付先

※ ご希望の項目に ○ を入れてください。

	直渡し(議員控室にて受領)
	自宅へ郵送 (送付先: 〒 -)
	事務所へ郵送 (送付先: 〒 -)

報酬等口座振込(変更)申出書

令和5年 4月 ○日

議会議長 殿

氏名 **議 会 太 郎**

私の受領する報酬等を私名義の金融機関口座へ次のとおり振り込むことを（変更）申し出ます。

1 振込指定口座

- ※ 口座名義は、議員ご本人の氏名となります。
- ※ 第2口座は、ご希望があればご指定ください。

口座	金融機関名	種別	口座番号	口座名義(カタカナ)
1	<input checked="" type="radio"/> 銀行 横浜 金庫 組合 県庁 支店	<input checked="" type="radio"/> 普通 当座	1234567	ギカイ タロウ
2	<input type="radio"/> 銀行 <input type="radio"/> 金庫 <input type="radio"/> 組合 支店	<input type="radio"/> 普通 <input type="radio"/> 当座		

2 振込口座設定

- ※ ご希望の項目に ○ を入れてください。

報 酬	○	全額第1口座へ振込み
		定額を第2口座へ振込み 振込額 円 (残額は第1口座)
期末手当 (6月・12月)	○	全額第1口座へ振込み
		定額を第2口座へ振込み 振込額 円 (残額は第1口座)
費用弁償	○	全額第1口座へ振込み
		全額第2口座へ振込み

3 明細書の送付先

- ※ ご希望の項目に ○ を入れてください。

	直渡し(議員控室にて受領)
○	自宅へ郵送 (送付先: 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1)
	事務所へ郵送 (送付先: 〒 -)

令和5年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書



記載のしかたはこちら



◎この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
 ◎この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
 ◎この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出できません。
 ◎この申告書の記載に当たっては、裏面の「1 申告についてのご注意」等をお読みください。

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日	明・大・昭平・令	年	月	日	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出(提出している場合には、○印を付けてください。)
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの個人番号	世帯主の氏名					
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所 (郵便番号 -)	配偶者の有無	有	無			

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号		老人扶養親族(昭29.1.1以前生)	特定扶養親族(平13.1.2生~平17.1.1生)	令和5年中の所得の見積額	非居住者である親族		住所又は居所	異動月日及び事由(令和5年中に異動があった場合に記載してください(以下同じです。))																	
		あなたとの続柄	生年月日				生計を一にする事実(該当する場合は○印を付けてください。)																				
A 源泉控除対象配偶者(注1)						円																					
B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平20.1.1以前生)	1				<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払																				
	2				<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払																				
	3				<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払																				
	4				<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払																				
C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	<input type="checkbox"/> 障害者 <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>該当者</th> <th>本人</th> <th>同一生計配偶者(注2)</th> <th>扶養親族</th> </tr> <tr> <td>一般の障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(人)</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(人)</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(人)</td> </tr> </table>		区分	該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	一般の障害者				(人)	特別障害者				(人)	同居特別障害者				(人)	<input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 勤労学生	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の8をお読みください。)			異動月日及び事由
区分	該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族																							
一般の障害者				(人)																							
特別障害者				(人)																							
同居特別障害者				(人)																							
(注)1 源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和5年中の所得の見積額が900万円以下の人)に限り、生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和5年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。 2 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和5年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。																											

D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者		異動月日及び事由
			明・大・昭平・令		氏名	あなたとの続柄	
			明・大・昭平・令				

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の扶養親族(平20.1.2以後生)	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国扶養親族(該当する場合は○印を付けてください。)	令和5年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由	※「令和5年中の所得の見積額」欄には、退職所得を除いた所得の見積額を記載します。
	1			平令			円		
				平令			円		
退職手当等を有する配偶者・扶養親族	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族(該当する項目にチェックを付けてください。)	令和5年中の所得の見積額(※)	障害者区分	異動月日及び事由
				明・大・昭平・令		<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者	円	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特別	<input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親

1 申告についてのご注意

- (1) この申告書は、令和5年の最初の給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出してください。
- (2) この申告書の提出後、記載内容に異動があるときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告書の該当項目を異動後の内容に補正してください。
- (3) 2か所以上から給与の支払を受け、1か所から受ける給与だけでは源泉控除対象配偶者について控除を受ける配偶者（特別）控除や扶養控除、障害者等の控除の全額が控除しきれない場合には、源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族を分けて他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出することができます。
- (4) 年末調整において、基礎控除又は配偶者（特別）控除の適用を受ける場合には、所要の事項を記載した「給与所得者の基礎控除申告書」又は「給与所得者の配偶者控除等申告書」を作成し、令和5年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに給与の支払者に提出する必要があります。

2 記載についてのご注意

- (1) 「あなたの個人番号」及び「個人番号」欄には、それぞれ、あなた、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族、年齢16歳未満の扶養親族又は退職手当等を有する配偶者・扶養親族のマイナンバー（個人番号）を記載する必要がありますが、一定の要件の下、マイナンバー（個人番号）の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- (2) 「給与の支払者の法人（個人）番号」欄には、この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号又はマイナンバー（個人番号）を記載してください。
- (3) 「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
- (4) 控除対象扶養親族が同居老親等である場合には、「老人扶養親族」欄の「同居老親等」に、同居老親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」にチェックを付けてください。また、控除対象扶養親族が特定扶養親族である場合には、「特定扶養親族」欄にチェックを付けてください。
- (5) 「令和5年中の所得の見積額」欄には、収入金額等から必要経費等を差し引いた金額を記入してください。この場合、所得の種類が給与である場合には、収入金額から給与所得控除額（例えば収入金額が161万9千円未満の場合には55万円（収入金額を限度とします。）」を差し引いた金額が給与の所得の金額となります。なお、非課税とされる遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当等などについては、源泉控除対象配偶者や扶養親族等の判定の基礎となる所得には含まれません。
- (6) 源泉控除対象配偶者が非居住者⁽⁴⁾である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けてください。また、控除対象扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が16歳以上30歳未満又は70歳以上である場合には、「非居住者である親族」欄の「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、その非居住者の年齢が30歳以上70歳未満で一定の要件を満たした人（下記4⑤の①に該当する人）である場合には、「非居住者である親族」欄の「留学」「障害者」又は「38万円以上の支払」のうち該当する項目にチェックを付けてください（2以上の項目に該当する場合、いずれか1つにチェックを付けてください。）。（注）「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない人を入ります。なお、非居住者である親族について、扶養控除等の適用を受けようとする場合の居所等の詳細は、国税庁ホームページの「国外居住親族に係る扶養控除等の適用について」をご覧ください。
- (7) 「生計を一にする事実」欄には、控除対象扶養親族が非居住者である場合に、年末調整時、令和5年中にその親族に送金等をした金額の合計額を記載してください。
- (8) 「障害者又は勤労学生の内容」欄には、それぞれ次の事項を記載してください。
 - 障害者（特別障害者）……障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級）などの障害者（特別障害者）に該当する事実。その人が同一生計配偶者又は扶養親族の場合には、併せてその人の氏名（特別障害者であるときは同居の有無）、マイナンバー（個人番号）⁽¹⁾、住所又は居所、生年月日、あなたとの続柄及び令和5年中の所得の見積額（これらの事項のうち「源泉控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄又は「住民税に関する事項」欄に記載している事項については、氏名を除き、記載を省略できます。）
 - また、当該同一生計配偶者又は扶養親族が非居住者である場合には、その旨及び令和5年中にその同一生計配偶者又は扶養親族に送金等をした金額の合計額（送金等をした金額の合計額は、年末調整時に記載します。）
 - （注）一定の要件の下、マイナンバー（個人番号）の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
 - 勤労学生……学校名と入学年月日及び令和5年中の所得の種類とその見積額
 - （注）寡婦又はひとり親に該当する人については、この欄の記載を要しません。
- (9) あなたの同一生計内に所得者が2人以上いるときは、あなたの扶養親族等（控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は障害者である同一生計配偶者若しくは年齢16歳未満の扶養親族をいいます。）を他の所得者の扶養親族等としたり、また、その生計内の扶養親族等を分けて控除を受けたらなりません。このような場合には、その扶養親族等の氏名などを「D」欄に記載してください。
- (10) 「住民税に関する事項」欄は、①扶養親族のうち年齢16歳未満の人を有する場合及び②退職手当等（源泉徴収されるものに限ります。以下Dにおいて同じです。）の支払を受ける配偶者（退職所得を除く所得の見積額が133万円以下である人に限ります。）又は扶養親族を有する場合並びに③寡婦又はひとり親に該当する場合（退職手当等の支払を受ける扶養親族を有する場合に限ります。）に記載してください（住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には退職所得の金額は含まれないこととされています。）。また、「控除対象外国外扶養親族」欄又は「非居住者である親族」欄に記載した場合には、下記3(2)の（注）1から4の確認書類を令和6年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。なお、表面の二次元コードを読み取ること、詳しい記載にしたがってご覧になれます。「住民税に関する事項」欄について、ご不明な点がありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

3 添付書類

- (1) 年の中途で就職した人で前職のある人は、前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票などを、また、年の途中で従たる給与を主たる給与に変更した人は、変更前の主たる給与支払者から交付を受けた源泉徴収票などを添付してください。
- (2) 以下に掲げる親族が非居住者である場合には、その親族に係る「親族関係書類」⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾を添付してください。
 - また、その親族を控除対象扶養親族として、「非居住者である親族」欄の項目のうち「留学」にチェックを付けた場合には、その親族に係る「親族関係書類」に加えて「留学ビザ等書類」⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾も添付してください。
 - 扶養控除又は障害者控除の適用を受ける扶養親族
 - 源泉控除対象配偶者である配偶者
 - 障害者控除の適用を受ける同一生計配偶者
 さらに、年末調整において、上記イ又はハに該当する親族について扶養控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、令和5年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに、その親族と生計を一にする事実（送金額等）を記載した扶養控除等申告書を別途作成し、「送金関係書類」⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾（その親族を控除対象扶養親族として、「非居住者である親族」欄の項目のうち「38万円以上の支払」にチェックを付けた場合には、「38万円送金書類」⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾）を添付して提出するか、あるいは「生計を一にする事実」欄又は「障害者又は勤労学生の内容」欄に送金額等を追記し、「送金関係書類」⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾（その親族を控除対象扶養親族として、「非居住者である親族」欄の項目のうち「38万円以上の支払」にチェックを付けた場合には、「38万円送金書類」）を添付した上で提出してください（上記ロに該当する配偶者について配偶者（特別）控除の適用を受ける場合には、その配偶者と生計を一にする事実を記載した「給与所得者の配偶者控除等申告書」に「送金関係書類」を添付し提出する必要があります。）。（注）1「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの親族であることを証するものをいいます。
 - ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその親族の旅券（パスポート）の写し
 - ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（その親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限りま

- 2 「留学ビザ等書類」とは、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者が外国における留学の在留資格に相当する資格をもってその外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなった旨を証するものをいいます。
 - ① 外国における査証（ビザ）に類する書類の写し
 - ② 外国における在留カードに相当する書類の写し
- 3 「送金関係書類」とは、次の書類であなたがその非居住者である親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。
 - ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりあなたからその親族に支払をしたことを明らかにする書類
 - ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその親族が商品等を購入したこと等及びその商品等の購入等の代金に相当する額をあなたから支払したことを明らかにする書類
- 4 「38万円送金書類」とは、「送金関係書類」のうち、あなたからその非居住者である親族各人への令和5年中における生活費又は教育費に充てるための支払の金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類をいいます。
- 5 「親族関係書類」「留学ビザ等書類」「送金関係書類」又は「38万円送金書類」が外国語により作成されている場合には、訳文も添付する必要があります。
- (3) あなたが、勤労学生である場合（専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の訓練生の場合に限ります。）には、文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書の写しと学校長又は職業訓練法人の代表者の証明書を添付してください。

4 扶養親族等の範囲

<p>【①同一生計配偶者】 所得者（この申告書を提出する人をいいます。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和5年中の所得の見積額が48万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下）の人</p>
<p>【②控除対象配偶者】 ①の同一生計配偶者のうち、令和5年中の所得の見積額が1,000万円以下である所得者の配偶者</p>
<p>【③源泉控除対象配偶者】 所得者（令和5年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和5年中の所得の見積額が95万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が150万円以下）の人 （注）夫婦の双方がお互いに源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。</p>
<p>【④扶養親族】 所得者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）、児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養護老人で、令和5年中の所得の見積額が48万円以下の人</p>
<p>【⑤控除対象扶養親族】 ④の扶養親族のうち、次の場合の区分に応じ、それぞれ次に該当する人 イ 扶養親族が居住者の場合 年齢16歳以上の人（平成20年1月1日以前に生まれた人） ロ 扶養親族が非居住者の場合 次のいずれかに該当する人 （イ）年齢16歳以上30歳未満の人（平成6年1月2日から平成20年1月1日までの間に生まれた人） （ロ）年齢70歳以上の人（昭和29年1月1日以前に生まれた人） （ハ）年齢30歳以上70歳未満の人（昭和29年1月2日から平成6年1月1日までの間に生まれた人）のうち、「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」「障害者」又は「あなたから令和5年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人」</p>
<p>【⑥特定扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人（平成13年1月2日から平成17年1月1日までの間に生まれた人）</p>
<p>【⑦老人扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人（昭和29年1月1日以前に生まれた人）</p>
<p>【⑧同居老親等】 ⑦の老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人</p>
<p>【⑨障害者（特別障害者）】 所得者本人又はその①の同一生計配偶者や④の扶養親族で、次のいずれかに該当する人 イ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人……全て特別障害者になります。 ロ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された人……このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。 ハ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人……このうち、障害等級が1級の人又は、特別障害者になります。 ニ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人……このうち、障害の程度が1級又は2級の人又は、特別障害者になります。 ホ 戦傷病者手帳の交付を受けている人……このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人は、特別障害者になります。 ヘ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人……全て特別障害者になります。 ト 常に就床を要し、複雑な介護を要する人……全て特別障害者になります。 チ 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人（昭和34年1月1日以前に生まれた人）で、市町村長、特別区の区長や福祉事務所長からイ、ロ又はニに準ずる障害があると認定されている人……このうち、イ、ロ又はニの特別障害者と同程度の障害がある人は、特別障害者になります。</p>
<p>【⑩同居特別障害者】 ①の同一生計配偶者又は④の扶養親族のうち特別障害者で、所得者、その配偶者又は所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人</p>
<p>【⑪寡婦】 所得者本人で、次のいずれかに該当する人のうち、令和5年中の所得の見積額が500万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が6,777,778円以下）、かつ、その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人（⑫のひとり親に該当する人を除きます。） イ 夫と離婚した後婚姻をしていない人で、④の扶養親族を有する人 ロ 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人</p>
<p>【⑫ひとり親】 所得者本人で、次の全てに該当する人のうち、令和5年中の所得の見積額が500万円以下、かつ、その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人 イ 現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死が明らかでない人 ロ その所得者と生計を一にする子（他の人の①の同一生計配偶者又は④の扶養親族とされている者を除き、令和5年中の総所得金額等の見積額が48万円以下の子に限ります。）を有する人</p>
<p>【⑬勤労学生】 所得者本人で、次の全てに該当する人 イ 大学、高等学校などの学生や生徒、一定の要件を備えた専修学校、各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける訓練生であること ロ 自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得（以下「給与所得等」といいます。）があること。 ハ 令和5年中の所得の見積額が75万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が130万円以下）であって、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下であること。</p>

○ 令和5年分 給与と所得者の扶養控除等申告書

令和5年分 給与と所得者の扶養控除等（異動）申告書

1	所轄税務署長等 神田 練馬	給与の支払者の名称（氏名） 〇〇〇〇 株式会社	あなたの氏名 山川 太郎	あなたの生年月日 54年 1月 1日	あなたの住所 東京都練馬区栄町 23-7	扶養控除等申告書の提出 〇 扶養控除等申告書の提出 □ 扶養控除等申告書の提出 □ 扶養控除等申告書の提出	
	給与の支払者の法人（個人）番号 11122334455667	あなたの個人番号 11122334455667	あなたの住所又は居所 東京都千代田区神田錦町3-3	あなたの配偶者 本人	配偶者の有無 ④ 無	あなたの住所又は居所 東京都練馬区栄町 23-7	扶養控除等申告書の提出 〇 扶養控除等申告書の提出 □ 扶養控除等申告書の提出 □ 扶養控除等申告書の提出
2	源泉控除対象配偶者（注1）	氏名 山川 明子	あなたの氏名 山川 太郎	令和5年中の所得の見積額 400,000円	住所又は居所 東京都練馬区栄町 23-7	3	
	3	控除対象扶養親族（16歳以上）（注2）	氏名 山川 一郎	あなたの氏名 山川 太郎	所得の見積額 0円		住所又は居所 1234 Kakei Street, USA
		氏名 山川 二郎	あなたの氏名 山川 太郎	所得の見積額 0円	住所又は居所 東京都練馬区栄町 23-7		
		氏名 山川 隆雄	あなたの氏名 山川 太郎	所得の見積額 300,000円	住所又は居所 東京都練馬区栄町 23-7		
		氏名 山川 隆雄	あなたの氏名 山川 太郎	所得の見積額 300,000円	住所又は居所 東京都練馬区栄町 23-7		
障害者、障害者（ひとり親）又は勤労学生	氏名 山川 隆雄	あなたの氏名 山川 太郎	所得の見積額 300,000円	住所又は居所 東京都練馬区栄町 23-7	異動日及び事由 異動日及び事由		
他の所得者D 控除を受ける扶養親族等	氏名 山川 隆雄	あなたの氏名 山川 太郎	所得の見積額 300,000円	住所又は居所 東京都練馬区栄町 23-7	異動日及び事由 異動日及び事由		

1 氏名、住所などの記入

1	所轄税務署長等 神田 練馬	給与の支払者の名称（氏名） 〇〇〇〇 株式会社	あなたの氏名 山川 太郎	あなたの生年月日 54年 1月 1日	あなたの住所 東京都練馬区栄町 23-7	扶養控除等申告書の提出 〇 扶養控除等申告書の提出 □ 扶養控除等申告書の提出 □ 扶養控除等申告書の提出
	給与の支払者の法人（個人）番号 11122334455667	あなたの個人番号 11122334455667	あなたの住所又は居所 東京都千代田区神田錦町3-3	あなたの配偶者 本人	配偶者の有無 ④ 無	あなたの住所又は居所 東京都練馬区栄町 23-7

▶ ① 所轄税務署長等

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。

▶ ② 給与の支払者の法人（個人）番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

▶ ③ あなたの個人番号

あなたの個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶ ④ 従たる給与についての扶養控除等申告書の提出

2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

2 源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族の記入

1	A	源泉控除対象配偶者（注1）	氏名 山川 明子	あなたの氏名 山川 太郎	令和5年中の所得の見積額 400,000円	住所又は居所 東京都練馬区栄町 23-7		
		2	B	控除対象扶養親族（16歳以上）（注2）	氏名 山川 一郎	あなたの氏名 山川 太郎	所得の見積額 0円	住所又は居所 1234 Kakei Street, USA
				氏名 山川 二郎	あなたの氏名 山川 太郎	所得の見積額 0円	住所又は居所 東京都練馬区栄町 23-7	
				氏名 山川 隆雄	あなたの氏名 山川 太郎	所得の見積額 300,000円	住所又は居所 東京都練馬区栄町 23-7	
				氏名 山川 隆雄	あなたの氏名 山川 太郎	所得の見積額 300,000円	住所又は居所 東京都練馬区栄町 23-7	
障害者、障害者（ひとり親）又は勤労学生	氏名 山川 隆雄	あなたの氏名 山川 太郎	所得の見積額 300,000円	住所又は居所 東京都練馬区栄町 23-7	異動日及び事由 異動日及び事由			

▶ ① A 源泉控除対象配偶者

あなた（令和5年中の合計所得金額の見積額が900万円以下の人）に限ります。と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で令和5年中の合計所得金額の見積額が95万円以下の人について記載します。

なお、年末調整において、配偶者（特別）控除の適用を受けるには、この欄の記載の有無に関わらず給与と所得者の配偶者控除等申告書の提出が必要です。

▶ ② B 控除対象扶養親族

- 次の扶養親族について記載します。
 - イ 居住者のうち、年齢16歳以上の人（平成20年1月1日以前に生まれた人）
 - ロ 非居住者のうち、次のいずれかに該当する人
 - (イ) 年齢16歳以上30歳未満の人（平成6年1月2日から平成20年1月1日までの間に生まれた人）
 - (ロ) 年齢70歳以上の人（昭和29年1月1日以前に生まれた人）

(ハ) 年齢30歳以上70歳未満の人（昭和29年1月2日から平成6年1月1日までの間に生まれた人）のうち、「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和5年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人」

※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で令和5年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。

なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと生計を一にし、令和5年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人も扶養親族に含まれます。

▶ ③ 個人番号

源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶④ 老人扶養親族 (昭 29.1.1 以前生)

控除対象扶養親族が年齢70歳以上(昭和29年1月1日以前生)の場合には、次のとおりいづれかにチェックを付けます。

- ①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で、あなた又はあなたの配偶者のいづれかと同居を常況としている人であるとき⇒「同居老親等」
- ②その人が①以外の人であるとき ⇒「その他」

▶⑤ 特定扶養親族 (平 13.1.2 生～平 17.1.1 生)

控除対象扶養親族が年齢19歳以上23歳未満(平成13年1月2日～平成17年1月1日生)の場合に、チェックを付けます。

▶⑥ 非居住者である親族

源泉控除対象配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けます。

また、控除対象扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が16歳以上30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」、「障害者」又は「38万円以上の支払」のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。

源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族が非居住者である場合、親族関係書類の添付等が必要です。

また、上記の「留学」にチェックを付けた場合は、留学ビザ等書類の添付等が必要です。

●(参考)

①収入が給与所得のみの場合の給与等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです(特定支出控除の適用がある場合を除きます。)

給与等の収入金額	所得金額
所得金額調整控除の適用を受ける場合	11,100,000円
所得金額調整控除の適用を受けない場合	10,950,000円
1,500,000円	950,000円
1,030,000円	480,000円

②収入が公的年金等に係る雑所得のみの場合の公的年金等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです。

	公的年金等の収入金額	所得金額
65歳未満	1,633,334円	950,000円
	1,080,000円	480,000円
65歳以上	2,050,000円	950,000円
	1,580,000円	480,000円

※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

3 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の記入

① 障害者		② 寡婦		③ ひとり親		④ 勤労学生		障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の8をお読みください。)	異動月日及び事由
障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	障害者区分	本人	同居特別障害者	扶養親族	寡婦	ひとり親	勤労学生		
<input checked="" type="checkbox"/>	一般の障害者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 1人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	山川隆雄、身体障害者3級 身体障害者手帳 平成27年4月11日交付	
	特別障害者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(注)1 源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和5年中の所得の見積額が900万円以下の人)に限ります。と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与を支払う人及び白色事業専従者を除きます。)*で、令和5年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。	
	同居特別障害者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2 同一生計配偶者とは、所得者(生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与を支払う人及び白色事業専従者を除きます。)*で、令和5年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。	

▶① 同一生計配偶者

同一生計配偶者が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)*で、令和5年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。

▶② 扶養親族

扶養親族が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

なお、障害者控除の対象となる扶養親族は、控除対象扶養親族とは異なり、年齢16歳未満(平成20年1月2日以後生)の扶養親族も対象となります。

▶③ 寡婦 など

あなたが寡婦、ひとり親、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。

▶④ 障害者又は勤労学生の内容

左記の障害者又は勤労学生に該当する(人がいる)場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

(例) 障害者の場合…障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度(等級)などの障害者に該当する事実を記載します。

4 住民税に関する事項の記入

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

① 16歳未満の扶養親族(平20.1.2以後生)	氏名(フリガナ)		個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国扶養親族(注)	令和5年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由	※(令和5年中の所得の見積額)欄には、退職所得を除いた所得の見積額を記載します。
	1	2								
	山川	三郎	5,5,6,6,17,7,8,8,19,9,0,0	子	21・7・5	東京都練馬区栄町 23-7	②	0円		
③ 退職手当等を有する配偶者・扶養親族	氏名(フリガナ)		個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族(注)	令和5年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由	寡婦又はひとり親

▶① 16歳未満の扶養親族 (平 20.1.2 以後生)

年齢16歳未満(平成20年1月2日以後生)の扶養親族について記載します。

▶② 控除対象外国扶養親族

国内に住所を有しない16歳未満の扶養親族に該当する場合に○を付けます。この場合、親族関係書類及び送金関係書類を令和6年3月15日までに住所所在地の市区町村長に提出しなければならない場合があります。

▶③ 退職手当等を有する配偶者・扶養親族

退職手当等(源泉徴収されるものに限ります。以下同じです。)*の支払を受ける配偶者(あなたと生計を一にする配偶者で、令和5年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が133万円以下であるものに限ります。)*又は扶養親族について記載します。

▶④ 非居住者である親族

退職手当等の支払を受ける配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄の「配偶者」にチェックを付けます。

また、退職手当等の支払を受ける扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」(留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人)、「障害者」又は「38万円以上の支払」(あなたから令和5年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人)のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。

この場合、親族関係書類、留学ビザ等書類及び送金関係書類を令和6年3月15日までに住所所在地の市区町村長に提出しなければならない場合があります。

▶⑤ 令和5年中の所得の見積額(退職所得を除く)

令和5年中の退職所得の金額を除いた合計所得金額の見積額を記載します。

▶⑥ 障害者区分

退職手当等の支払を受ける配偶者のうち同一生計配偶者(あなたと生計を一にする配偶者で、令和5年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が48万円以下である人)をいいます。)*又は扶養親族について、その配偶者又は扶養親族が障害者である場合は「一般」にチェックを付け、特別障害者である場合は「特別」にチェックを付けます。

▶⑦ 寡婦又はひとり親

退職所得を除くと令和5年中の合計所得金額の見積額が48万円以下となる扶養親族を有することにより、あなたが寡婦又はひとり親に該当する場合に、チェックを付けます。

※1 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

2 住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には、退職所得の金額は含めないこととされています。

3 「住民税に関する事項」欄については、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。